

岩手県高次脳機能障がい者支援センター指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高次脳機能障がい者に対する支援を総合的に実施するために、高次脳機能障害者支援法（令和7年法第96号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき設置する、高次脳機能障がい者支援センター（以下「センター」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

(センターの指定)

第2条 岩手県知事（以下「知事」という。）は、法第19条第1項の規定に基づき、第5条に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認める県内の医療機関等を、センターとして指定する。

(指定期間)

第3条 センターの指定期間は、原則として3年とする。ただし、年度の途中で指定する場合にあっては、指定の日から当該年度の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(職員の配置等)

第4条 センターは、第5条に掲げる業務を行うためセンターの運営管理責任者を定めるとともに、必要な職員を配置するものとする。

(センターの業務)

第5条 センターは下記の業務を、県内全域を対象に行うものとする。

(1) センターに支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、公認心理師、言語聴覚士等の高次脳機能障がい者及びその家族その他の関係者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）を配置し、高次脳機能障がい者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

(2) 高次脳機能障がい者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障がい者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。

(3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障がいについての情報の提供及び研修を行うこと。

(4) 地域住民や医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対する普及・啓発活動を行うほか、高次脳機能障がい者に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行うこと。

(5) (1) から (4) に掲げる業務に附帯する業務

(申請手続き)

第6条 センターとして指定を受けようとする者は、岩手県高次脳機能障がい者支援センター指定申請書（様式1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）により知事に申請するものとする。

2 前項の申請書類の受付は、県保健福祉部障がい保健福祉課において行う。

(審査)

第7条 知事は、指定に係る申請書類の提出を受け、審査した結果、第2条の規定に適合すると認める場合は、当該機関をセンターとして指定する。

2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した機関に対して補正を求めることができる。

3 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

4 知事は、第1項の審査において必要がある場合は、申請した機関において実地審査をすることができる。

(指定の通知等)

第8条 知事は、前条による審査を経てセンターに指定した場合には、速やかに指定通知書(様式2)により指定したことを通知する。

2 センターの指定等を受けた者は、指定等の内容に変更がある場合は、様式3により、知事に変更届を提出する。

(報告の徴収等)

第9条 知事は、第5条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

(改善の指示)

第10条 知事は、第5条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合に、その指定を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

(2) センターが第9条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の把握に著しい支障が生じたとき。

(3) センターが前条の規定による命令に違反したとき。

(秘密の保持)

第12条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は令和8年4月15日から施行する。